

幹部連絡

令和4年9月22日

1 年 保 存

令和6年3月31日まで

No. 1, 584 ⑦

地域部地域指導課

外国人に対する職務質問時の留意事項

レイシャルプロファイリングとの誹りを受けないために・・・

外国人に対して職務質問を実施する際、警察官の言動等によっては、相手方から「人種差別である」などと、批判を受ける可能性があるため、正しい知識を習得させ、自信を持った積極的な職務質問を推進してください。

1 基本事項

職務質問は、警職法第2条に規定された「職務質問の要件」を満たす必要があり、容姿、髪型、服装等の外見のみで、職務質問の要否を判断することはできません。

また、職務質問の会話の中で、人種、肌の色、容姿等に触れると、警察官にその意図がなくとも、差別や偏見と受け取られる可能性があることを十分に認識してください。

外国人に対しては、ピーフォン翻訳機能「ポリストラ」等を活用し、コミュニケーションを図り、相手方の立場等を考慮した取扱いに努めるようお願いします。

2 職務質問時に外国人が感じた誤解されうる警察官の言動等

- 外国人だとわかった途端態度が威圧的になり、犯罪者扱いされたと感じた。
- タメ口をされて見下されている感覚になった。
- なぜ怪しいと思ったのか教えてくれなかった。
- 一緒にいた日本人の友人には何もなく、外国人の自分のみ職務された。
- プライベートな質問をすることについて注意を払っていない。
- 見た目から勝手に国籍やルーツを推測し、とてもパーソナルな質問をされた。

東京弁護士会「2021年度外国にルーツをもつ人に対する職務質問(レイシャルプロファイリング)に関するアンケート調査最終報告書」から抜粋

3 幹部教養のポイント

- (1) 外国人だからと態度を変えることなく、上記「基本事項」を繰り返し教養し、必要に応じて相手に職務質問の端緒となった不審点を説明するなど、より丁寧な取扱いに努めること。
- (2) ピーフォン翻訳機能「ポリストラ」の使い方を習熟し、適切に使用すること。
- (3) 職務質問の声かけから締めくりまで、相手方の年齢、性別、立場等やプライバシーを考慮した取扱いや職務質問を実施すること。

(4) [Redacted]

問合せ先 地域指導課捜査指導第1係 [Redacted]

配布先 ○ 方面本部…本部長、副本部長、地域担当管理官、同警部、同主任
○ 警察署…署長、副署長、地域課長、同代理、同係長